

江東区

江東区環境学習情報館

新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン

(令和2年10月策定)

(令和3年12月改定)

江東区温暖化対策課

【目次】

はじめに	1
第1章 共通事項	1
(1) 施設管理者が講じること	1
①清掃・消毒および常時換気の徹底	1
②手指の消毒用アルコールの設置	1
③展示物の利用制限	1
④休憩スペース等の利用制限	1
⑤資料等の配布	2
(2) 来館者に守っていただくこと	2
①入館の制限	2
②マスクの着用	2
③ソーシャルディスタンスの確保	2
④施設での滞在時間の制限	2
⑤その他	3
第2章 常設展示室や各種コーナーにおける注意事項	3
①常設展示室（1階）	3
②企画展示コーナー（2階）	3
③ワークショップルーム（2階）	3
④情報コーナー（2階）	3
⑤研修室（2階）	3
第3章 講座の運営	3
(1) 開催前から開催当日まで	4
①実施時間の短縮	4
②ワークショップルームにおける講座受講者数の制限	4
③感染症予防対策の事業計画書への記載	4
④健康管理等	4
(2) 開催当日	4
①講座における消毒・清掃・換気	4
②非接触体温計による検温	4
③講座申込時の説明事項	5
④ソーシャルディスタンスの確保	5
⑤マスク等着用の原則	5
⑥道具類の貸し出し等	5
(3) 開催後	5
①感染者が発生した場合	5

第4章 利用制限の緩和	5
(1) 共通事項「施設管理者が講じること」	5
①「休憩スペース等の利用制限」の取扱いについて	5
(2) 共通事項「来館者に守っていただくこと」	6
①「ソーシャルディスタンスの確保」の取扱いについて	6
②「施設での滞在時間の制限」の取扱いについて	6
(3) 常設展示室や各種コーナーにおける注意事項	6
①「常設展示室（1階）」の取扱いについて	6
②「ワークショップルーム（2階）」の取扱いについて	6
③「情報コーナー（2階）」の取扱いについて	6
(4) 講座の運営「開催前から開催当日まで」	6
①「ワークショップルームにおける講座受講者数の制限」の 取扱いについて	6
おわりに	7

はじめに

新型コロナウイルス感染症への感染予防のため、環境学習情報館ではこれまで三密の回避や消毒等を実施してきましたが、今般、本ガイドラインを作成しこれを準拠することで、来館者、職員等の安全を確保し今後も運営していきます。感染予防への対策を徹底するため、本館の利用にあたり、皆様にはご不便をおかけしますが、なにとぞご理解とご協力をお願いいたします。

なお、このガイドラインの内容は、国および東京都などの指針に基づき策定したもので、今後の対処方針に変更等が生じた場合、必要に応じて適宜改定を行います。

第1章 共通事項

(1) 施設管理者が講じること

区は来館者が安全・安心して施設を利用いただけるよう、感染拡大リスクを回避するため、以下の措置を講じます。

①清掃・消毒および常時換気の徹底

清掃業務契約従事者が開館日当日の朝に毎回、施設の清掃および消毒を行います。また、職員が開館時間中の常時換気と、適宜の清掃・消毒を行います。

(消毒には、消毒用アルコールまたは次亜塩素酸ナトリウム溶液を用います)

②手指の消毒用アルコールの設置

館内随所に消毒用アルコールを常時設置し、来館者が手指を消毒できるようにします。

③展示物の利用制限

直接手で触れることができる展示物は感染リスクが高いため展示しないことを原則とし、止むを得ない場合は職員が管理して消毒を徹底します。また、来館者が直接手で触れることのないよう注意喚起を行います。

④休憩スペース等の利用制限

館内の休憩スペースの利用を制限します。座席の間隔を確保するため、一部の椅子に利用できないことを表示または対面とならない配置に変更します。また水分補給を除き、飲食を禁止します。

⑤資料等の配布

資料・パンフレット等の配布物は手渡しせず、据置き方式とします。

(2) 来館者に守っていただくこと

施設の利用に際し、来館者に守っていただく事項は次のとおりです。

なお、講座参加者またはワークショップルーム利用団体等において感染事例が生じた場合、保健所等公的機関の求めに応じて、区は利用者の安全確保を目的とする範囲で、利用者の氏名・電話番号等の必要な情報を提供することにご協力をお願いいたします。

①入館の制限

次の項目のうち、過去2週間以内に一つでも該当がある場合、入館をお断りします。

- 37.5℃以上の発熱がある。
- 咳き込み、のどの痛み等の症状がある。
- 新型コロナウイルス感染症陽性とされた方との濃厚接触があった。
- 政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への訪問歴がある、または当該在住者との濃厚接触があった。

②マスクの着用

入館にはマスクの着用が必要です。乳幼児等を除き、マスクを着用しない方の入館はお断りします。

③ソーシャルディスタンスの確保

人との接触を避け、できるだけ2mを目安に対人距離を確保してください。展示室内では、来館者同士ゆずりあつての観覧にご協力ください。また、展示室内では会話をお控えください。

④施設での滞在時間の制限

見学・移動等を含め、館内での滞在時間は1時間以内でお願いします。(ただし、講座受講者や講師などの関係者等を除きます。)

⑤その他

ごみの持ち帰りへのご協力をお願いします。

第2章 常設展示室や各種コーナーにおける注意事項

①常設展示室（1階）

常設展示室の定員は20名までとし、20名を超える場合は入館を制限します。また団体見学については、この見学者数の範囲内での自由見学とします。なお、当面の間、エコサポーター（区民ボランティア）による案内活動を休止します。

②企画展示コーナー（2階）

「木のゆうえんち」等の遊具スペースを含め、一部の区画が利用できません。

③ワークショップルーム（2階）

ワークショップルーム1と2の利用者数を各10名（合計20名）とします。ただし、密集や密接が想定された場合には、この人数以下での利用者数に制限します。会議等で使用する場合には換気を実施し、使用後には清掃・消毒への協力をお願いします。

④情報コーナー（2階）

情報コーナーおよびその周辺での利用者数を10名までとします。ただし、密集や密接が想定された場合には、この人数以下での利用者数に制限します。また、閲覧後の図書の回収箱を用意し、職員が消毒を行ってから図書を書架に戻します。

⑤研修室（2階）

当面の間、区の事業へ供するため、利用できません。

第3章 講座の運営

参加者が安心して受講いただくために、講座の開催にあたり、講座実施者と以下のように連携し、開催します。

(1) 開催前から開催当日まで

①実施時間の短縮

講座等に要する時間を最低限にするよう努めます。

②ワークショップルームにおける講座受講者数の制限

ワークショップルーム 1・2 における講座の受講者数は、1 テーブルに 2 名までとし、各 8 名（合計 16 名）を限度とします。また、講座実施者を含めた利用者数は、各 10 名（合計 20 名）とします。[※前章③参照]

③感染症予防対策の事業計画書への記載

実施者は講座の開催にあたり、事前に区へ提出する事業計画書に、新型コロナウイルス感染症の予防対策を記載します。また、開催当日は、予防対策を確実に実施します。

④健康管理等

実施者は、体調管理に万全を期して講座を開催します。また、発熱や風邪等の症状が見られるなど体調不良の場合は、当日の講座に従事せず、代替者を手配するなど、講座に支障がないよう開催します。万が一、感染が疑われる場合は、速やかに区へ連絡します。

(2) 開催当日

①講座における消毒・清掃・換気

実施者は、講座の開始前と終了後に、他者と共有する物品や机・椅子・ドアノブなど、手が触れる場所等を清掃・消毒します。講座が同日中に複数回実施される場合はその都度行います。また講座の開催中は、常時換気を行います。

②非接触体温計による検温

参加者に対し非接触体温計による検温を実施します。37.5℃以上の体温がある場合は受講をお断りします。

③講座申込時の説明事項

参加者および実施者から感染者が発生した場合には、必要に応じて保健所へ情報提供されることを、受講者に案内します。

④ソーシャルディスタンスの確保

講座開催時の密集や密接を避けるため、運営人員は最少人数とし、参加者との距離を確保します。また、グループワークやペアワークを控えるなど、参加者同士の対人距離を確保します。

⑤マスク等着用の原則

実施者は、原則として、マスクまたはフェイスシールド等を着用の上、講座を行います。

⑥道具類の貸し出し等

実施者は、講座で使用する道具類の持ち込みを必要最小限とし、できる限り、区が貸し出す道具類を活用します。また、貸出にあたり、使用前後に消毒を行います。

(3) 開催後

①感染者が発生した場合

参加者または実施者の中から感染者が発生した場合は、速やかに江東区保健所に連絡し、必要な情報提供を行います。

第4章 利用制限の緩和

国および東京都などの指針に基づき、区が利用制限の緩和に支障がないと判断した場合には、大声での歓声、声援等および密集や密接が想定された場合を除き、次のとおり利用制限を緩和します。

(1) 共通事項「施設管理者が講じること」

①「休憩スペース等の利用制限」の取扱いについて

水分補給を除く飲食については、一部の館内施設のみ可とします。

(2) 共通事項「来館者に守っていただくこと」

①「ソーシャルディスタンスの確保」の取扱いについて

対人距離については、密が発生しない（最低限人と人とが接触しない）程度の間隔とします。

②「施設での滞在時間の制限」の取扱いについて

見学・移動を含む館内での滞在時間については、できる限り短い時間とします。

(3) 常設展示室や各種コーナーにおける注意事項

①「常設展示室（1階）」の取扱いについて

常設展示室の定員については、50名程度を目安に、人と人が接触しない程度の間隔を確保できる人数とします。また団体見学については、密が発生しない範囲内での自由見学とします。

②「ワークショップルーム（2階）」の取扱いについて

ワークショップルーム1と2の利用者数については、各20名（合計40名）までとします。なお、飲食を伴う場合は、対面での食事、食事中的会話及び食器の共用や大皿での提供を避け、できる限り短い時間で済ませるようお願いします。

③「情報コーナー（2階）」の取扱いについて

情報コーナーおよびその周辺施設での利用者数については、15名程度を目安に、人と人が接触しない程度の間隔を確保できる人数とします。

(4) 講座の運営「開催前から開催当日まで」

①「ワークショップルームにおける講座受講者数の制限」の取扱いについて

ワークショップルームに1・2における講座の受講者数については、1テーブルに4名までとし、各16名（合計32名）を限度とします。また、講座実施者を含めた利用者数については、各20名（合計40名）までとします。

おわりに

このガイドラインは、環境学習情報館を利用する全ての方が遵守いただくことにより、施設からの感染拡大を可能な限り防止し、利用者の安全・安心に繋げることを目的として策定しました。今後も最大限の感染症拡大防止対策に努め、継続した施設運営を目指すとともに、新しい生活様式に対応した環境学習の場を提供していきます。